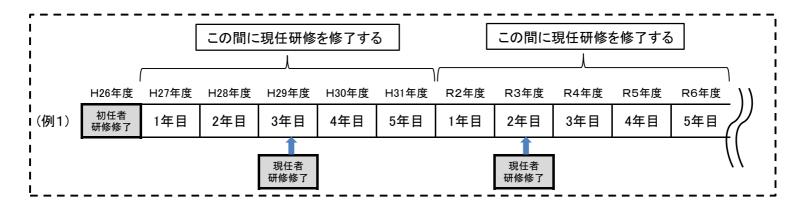
相談支援従事者現任研修の受講イメージ

◆例1:平成26年度に初任者研修を修了した場合

- ※ 相談支援従事者現任研修は、過去に相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの 各年度末日までに修了する必要があります。
- ※ 平成27~31年度に現任研修を修了していない場合、令和2年度以降相談支援専門員として従事する場合には、平成31年度中に現任者研修を修了する必要があります。



- ◆例2: 平成25年度に初任者研修修了した場合で、平成26年度から平成30年度までに現任研修を修了しなかった場合
- ※ 平成31年度以降に相談支援専門員として従事する場合、再度、相談支援従事者初任者研修(7日課程)を 受講していただく必要があります。

